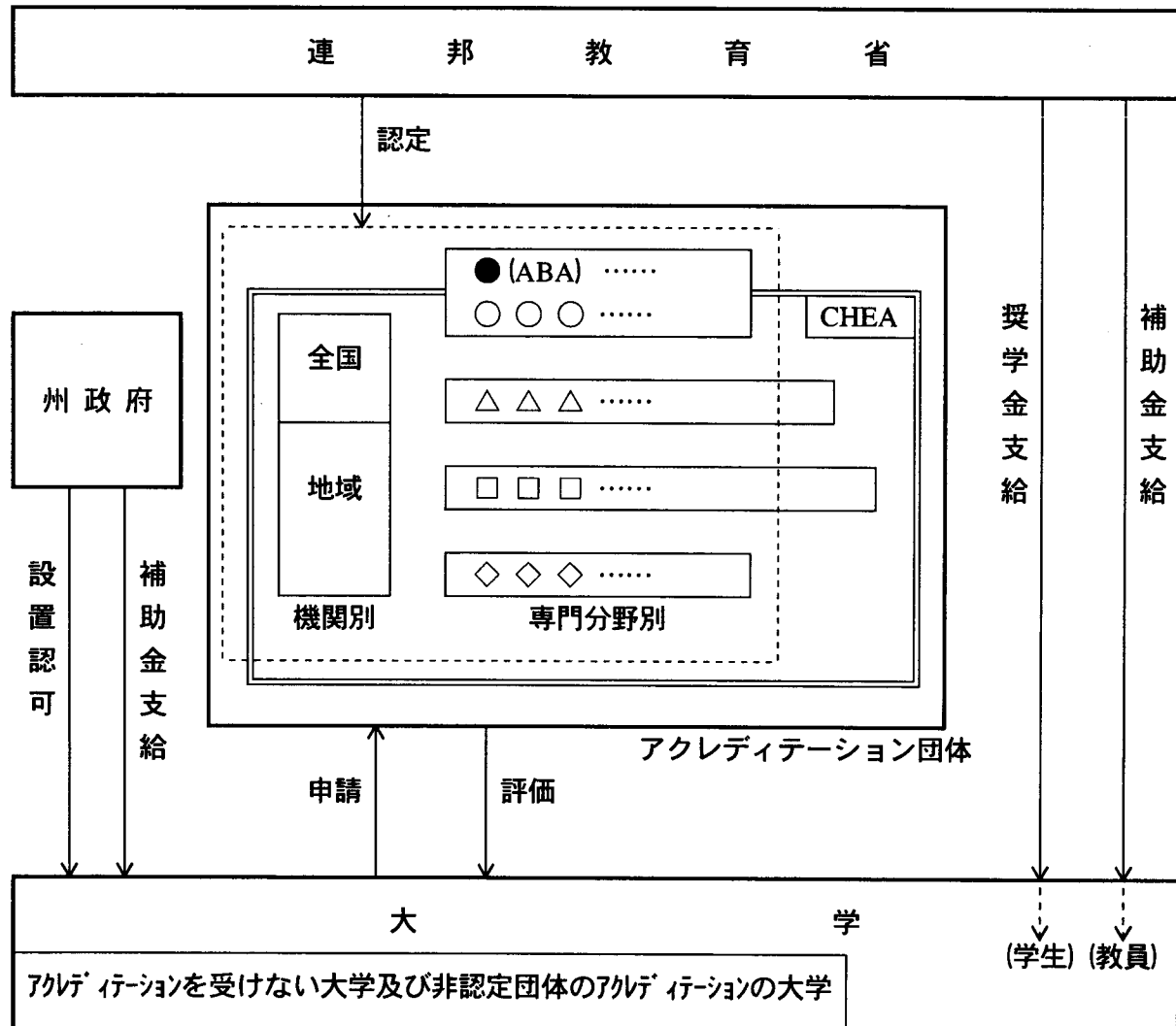


諸外国における大学のアカレディテーションについて

《アメリカ》



【概要】

- 連邦教育省のアカレディテーション関係に係る主な関与は次のとおり。
 - ・アカレディテーション団体の認定（認定期間は5年以内）〈アメリカ法（US Code）〉。
 - ・連邦教育省認定のアカレディテーション団体からアカレディットされた大学に学生奨学金や教員の研究費等の補助金を支給（あるいはアカレディットされた大学の学生又は教員に直接支給）〈アメリカ法（US Code）〉。
 - ・アカレディテーション団体の認定基準の策定（連邦教育省規則）。

- 州政府は、大学の設置認可や補助金支給等に関して、アクレディテーションの有無を適宜活用。

〈例〉・認可の更新制を採用している州において、機関アクレディテーションを受けた大学は審査免除。

・州政府独自の補助金（教員の研究費等）を支給

- アクレディテーション団体について。

・大別して2種類。

（機関別アクレディテーション団体（地域団体6、全国団体7）

専門分野別アクレディテーション団体（連邦教育省認定は48分野49団体）

・評価基準は各アクレディテーション団体が独自に設定。

・概ね5～10年周期で定期的にアクレディテーションを実施。

・アクレディテーションの結果について当該大学はアクレディテーション団体に異議申立てが可能。

【評価（地域別アクレディテーション）の状況】

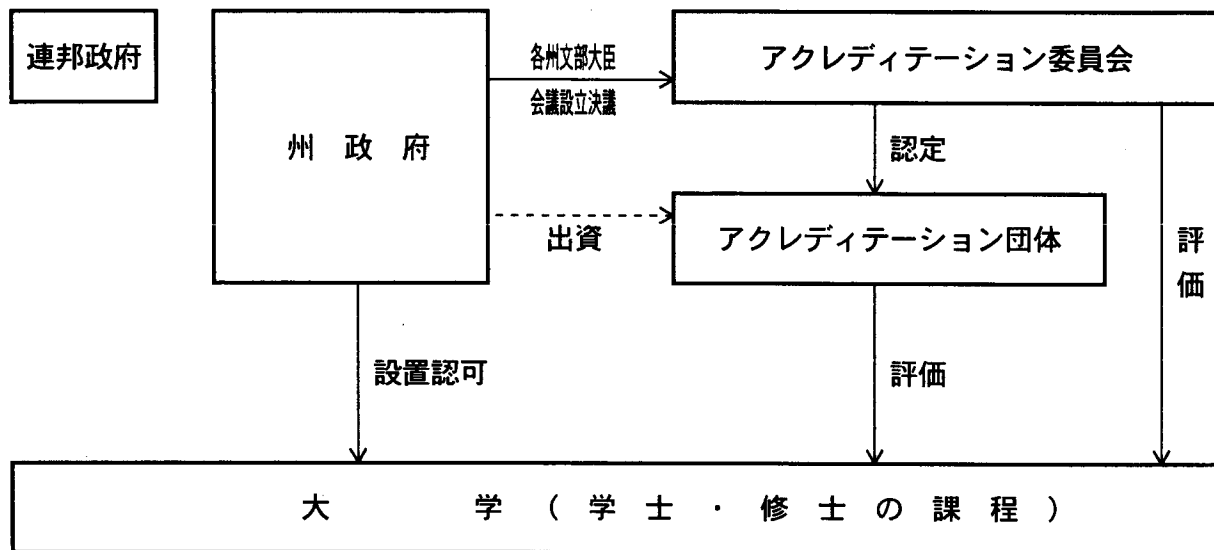
アクレディテーション団体		認定対象校数 (校)	条件付き認定 (件)			認定取消 (件)
			取消猶予	警告	理由提示請求	
中央諸州		490	1	2	1	0
ニューイングランド		209	0	—	6	0
北中部地区		976	9	—	—	2
北西部地区		152	5	9	0	0
南部地区		783	18	50	—	2
西部地区	4年制	148	4	秘	2	1
	2年制	138	6	12	2	0
計		2,896	43	(73)	11	5

※1 1997年～2000年の状況。なお、同一校に対する複数の措置はダブルカウント。

※2 認定を取り消された5大学は、その後間もなく閉校している。

※3 大学評価・学位授与機構 森 利枝 助教授 調べ

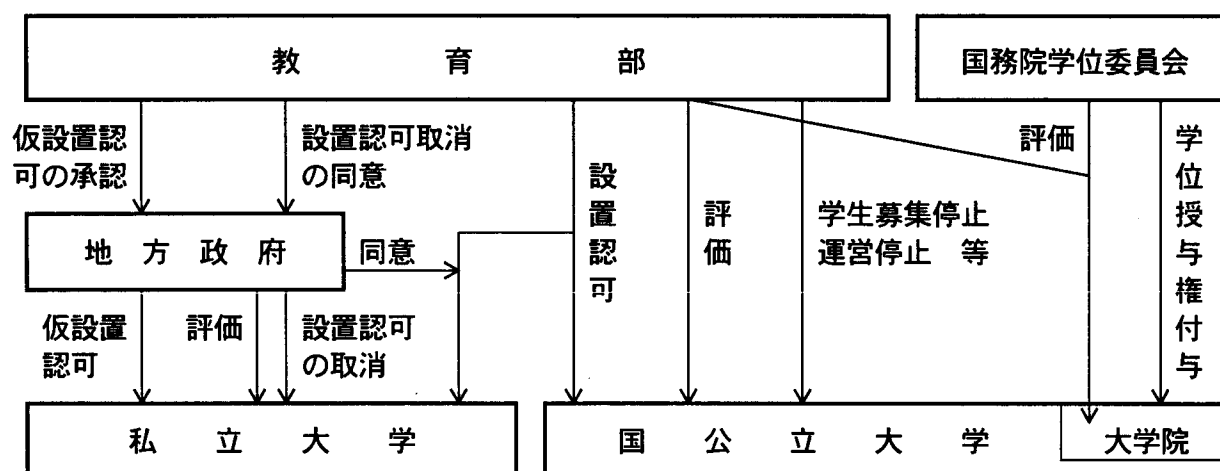
《ドイツ》



【概要】

- 連邦政府は、1998 年の高等教育大綱法改正により、国際通用性の確保の観点から、学士・修士の学位を新設。同時に、これらの課程について、大学に定期的評価及びその結果の公表を義務付け。
- 各州文部大臣会議の決議に基づいて「アクレディテーション委員会」を設置。
 - ・ 同委員会は 14 人の委員で構成（学長・学者 6 人、学生 2 人、州代表 2 人、実業界代表 4 人）。
 - ・ 同委員会では「アクレディテーション団体認定のための最低条件」及び「アクレディテーション手続きのガイドライン」を策定し、これらに基づいてアクレディテーション団体を認定（各 2～5 年の期限付き）。
 - ・ 同委員会は、州から依頼を受けた特別なケースに限り、直接アクレディテーションを実施。
- 現在、6つのアクレディテーション団体（全分野 2、経営分野、工学・情報学分野、化学分野、看護・社会福祉分野）が認定されている。設置形態は、州政府出資による公共的な法人、財団、社団等。
- 大学のアクレディテーションは開始されたばかりであるが、これまでに 15 大学 21 学士課程、21 大学 42 修士課程がアクレディットされている。

《中国》



【概要】

「普通高等教育機関教育評価暫定規程」（1990 年公布。大学評価に関する基本法規）を基に実施。評価の一般的なプロセスは、i）個々の大学から評価の申請、ii）大学が自己評価、iii）教育部等の評価委員会が当該大学を実施調査、iv）評価 となる。なお、当該大学は評価内容について異議申立てができる。

①合格認定評価

- ・大学設置後、第 1 期の卒業生が生まれた時に実施。
- ・合格、暫定猶予、不合格の 3 種類。

合格：教育部が名簿を公表

暫定猶予：所定の期限内に改善措置を講じ、改めて合格認定評価を受ける。

不合格：教育部により学生募集や運営の停止措置

②運営状況の評価

- ・合格認定合格校を対象に実施。
- ・大学全体の総合評価と個別評価。

総合評価：4～5年に1度実施。改善を要求された場合は評価終了後3ヶ月以内に改善状況報告書を提出し、再評価を受ける。

個別評価：優秀、良好、合格、不合格の4種類。不合格の場合は再評価。

③優秀校選定のための評価

【評価の状況 (大学院の例)】

○修士課程 1994 年評価：9 大学 9 専攻に対して学位授与権の一時停止、2 年以内の改善命令等の処分

→ 1996 年再評価：改善が見られなかった及び再申請がなされなかった 2 大学 2 専攻の修士学位授与権を撤回

○博士課程 1996 年評価：15 専攻に対して博士学位授与権を一時停止